

一七世紀初頭朝鮮の対明貿易

—— 初期中江開市の存廃を中心に ——

辻 大 和

はじめに

本論文の目的は、一七世紀初頭の東アジア国際貿易における朝鮮ルートの再形成過程を、朝鮮が選択した対明貿易の手段に対する考察から明らかにすることにある。

一六世紀中葉以降、東アジアでは活発な貿易が行われたが、一五九二年からの壬辰・丁酉の乱（日本軍の朝鮮侵入）により、日本から朝鮮を経て明に至る貿易ルートは一時途絶してしまふ。しかし朝鮮と明の間では、朝鮮が明に派遣する使節団である燕行使^①による既存の貿易に加え、乱中の一五九四年ごろから朝鮮と明の国境に位置する、鴨緑江の平安道義州近くにある中洲において新たに互市形態^②の貿易が開始され（中江開市）、一六一三年にそれが廃止さ

れるまでは両者が併存した。また朝鮮と日本の間でも、一六〇九年に朝鮮が対馬の通交再開を許し、一六一一年から両者による釜山での開市が始まった。こうして、壬辰・丁酉の乱後の朝鮮經由の国際貿易が再開した。

この貿易再開時期に関連してまず注目されるのは、明を中心とした当該期の東アジア国際貿易に関する岩井茂樹⁽³⁾と中島楽章⁽⁴⁾の研究である。岩井は一六世紀中葉からの互市の発展過程（特に華南、モンゴルの事例）を分析し、明建國以来の朝貢一元体制が崩壊していったとする。また中島は、一六世紀末に日本・華南・東南アジアの二帯で互市・往市・密貿易が活発に行われるようになり、朝貢貿易だけの体制から転換がなされたとする。そうだとすると、明との間で互市（開市）を一時的には行いが結局は廃止する朝鮮の事例は、明とその周辺諸国との関係においては興味深い事例であろう。その背景にはどのような事情があったのか、という問題が浮上する。

一方、この時期の朝鮮による対外貿易の問題をはじめ取りあげたのは、植民地期における今村軼⁽⁵⁾である。今村は朝鮮王朝が特産品の薬用人蔘を輸出して東アジア国際貿易に関与したことを明らかにした。さらに四方博⁽⁶⁾は、一六世紀以降朝鮮の対外貿易が拡大したこと、一七世紀初頭の中江開市がその画期であることをはじめ指摘した。

戦後の研究に目を転じると、まず韓国では、事件史を中心に朝鮮時代の対中貿易の制度変遷を整理した全海宗⁽⁷⁾の研究をその先駆とするが、姜萬吉⁽⁸⁾によって、一七世紀後半以降に薬用人蔘貿易が朝鮮国内の商業発展に寄与したとする主張がなされて以降は、主に対外貿易に関与した商人の研究に成果がみられた。たとえば、朝鮮国内の人蔘商人の活動を検討した呉星⁽⁹⁾や、釜山で対日貿易に携わった商人の動向を解明した金東哲⁽¹⁰⁾などの研究がそうである。これに加えて近年は韓明基⁽¹¹⁾や李賢淑⁽¹²⁾などが一七世紀初頭に明と朝鮮の間で銀や火薬原料が往来した過程を検討してお

り、朝明貿易の解明が進んだ。李賢淑は朝鮮が燕行使を通じて一七世紀初頭に積極的に明の物資を輸入した状況を明らかにした。

韓国以外では、台湾の研究者である張存武が清代（一六三〇年代以降）の燕行使貿易について実証的研究を行い、日本でも寺内威太郎が⁽¹⁴⁾一六四〇年代以降の朝中国境地帯での開市を解明した。これら張と寺内の研究によって、朝鮮後期の朝中貿易は一八八〇年代まで燕行使貿易と国境での開市（中江、会寧、慶源）が併存していたことが明らかになった。

これら先行研究のなかでもっとも詳細に一七世紀初頭朝鮮の対中貿易について探究したのが韓明基である。韓明基は壬辰・丁酉の乱に際して明軍の朝鮮来援により、朝鮮が受けた経済的・文化的・社会的影響を論じ、特に経済的影響として、朝鮮国内に明軍が物資調達のために銀を持ち込んで銀の流通が進んだことや、中江開市を通じて朝鮮が遼東の物資輸入を企図したことを解明した⁽¹⁵⁾。さらに朝鮮が中江開市の廃止を早くも一六〇〇年から図るなど開市に消極的に対応したことを浮き彫りにする⁽¹⁶⁾など重要な発見を行った。

しかし、こうした韓明基の研究により次の課題が浮上する。朝鮮が燕行使（朝貢）貿易では、積極的に明と交易したことが李賢淑の研究で明らかになったのに対し、朝鮮が消極的な姿勢を持ったまま中江開市を継続させた理由が不明なのである。朝鮮にとって中江開市と燕行使貿易の違いとは何だったのか。それが不明なのは従来の研究において中江開市が、開市（互市）という形態によって行われた意味について十分に考察されず、中江開市と燕行使貿易との比較がなされていないことにも起因すると考えられる⁽¹⁷⁾。

そこで、本論文では壬辰・丁酉の乱後、朝鮮が中江開市と燕行使貿易に対して取った相反する立場の形成過程、背景について明らかにする。まず朝鮮が対明貿易をどのように進行させたのかを、中江開市に重点をおいて考察し、次に燕行使による貿易活動が継続した一方で、開市（互市）が廃止にいたる過程を検討する。そして中江開市と燕行使貿易が持っていた問題点について朝鮮と明側双方の視点から明らかにする。

一 壬辰・丁酉の乱後、朝鮮の対明貿易の展開

本論に入る前に、ここではまず壬辰・丁酉の乱（一五九二—一五九八）後における朝鮮の対明貿易の展開について、その沿革と論点を整理しておく。

壬辰・丁酉の乱後の対明貿易は、（一）朝鮮からの燕行使、（二）朝明国境での中江開市、（三）明からの勅使、の三経路によって担われた。

一・一 朝鮮からの燕行使

朝鮮は朝貢使節団（以下、燕行使と呼ぶ）を年に数回、陸路で明に派遣していた。燕行使は任務に付随して、皇帝をはじめとする明皇室に進貢品を献上した。進貢品の品目については、明の国政要覧とでもいうべき『大明會典』に次のように規定されていた。

貢物。金銀器皿、螺鈿梳函、白綿紬、各色苧布、龍文簾席、各色紬花席、豹皮、獺皮、黄毛筆、白綿紙、人蔘、

種馬每三年五十匹⁽¹⁸⁾。

これから進貢品に金銀製品のほか、絹布（綿紬）や人蔘、馬などがあつたことがわかる。また燕行使の派遣に際しては、進貢のほか、朝鮮の諸官庁が必要とする物資調達のための公貿易も行われた。公貿易の対象物品は薬材や布が中心であつた。朝鮮の燕行使は北京の会同館で期間の限定なく貿易を行うことが認められていた⁽¹⁹⁾。ただ、一七世紀初頭の朝鮮では燕行使貿易に対して、縮減する方針が出された。従来は尚衣院（王室の衣服の調度を担当）と内医司（王室の医療を担当）のように王室と直接関係がある諸官庁のために対明貿易が行われていたが、宣祖三八（一六〇五）年にはこれら公貿易の縮小が唱えられ、特に衣服の織造、賜与などを担当する済用監の貿易額は全額削減することが求められた⁽²⁰⁾。

一方で、燕行使貿易で貿易量の増加が図られた品目もあつた。代表的な例が焰焔（火薬の原料）である。朝鮮は壬辰・丁酉の乱に際し、日本軍が用いる鉄砲の威力に接し、訓練都監を創設して鉄砲の導入を進め、朝鮮にとつて火薬の原料となる焰焔の輸入が重要になつた⁽²¹⁾。そこで宣祖三九（一六〇六）年より年間三千斤の焰焔が明から新たに輸入された⁽²²⁾。

以上のように、明との燕行使貿易には削減された品目があつた一方で、国防物資調達のための品目の貿易は拡大された。

一・二 朝明国境での貿易・中江開市

ここでは朝明国境の平安道義州近くの中江⁽²³⁾で開かれた、中江開市の沿革について整理する。中江開市は宣祖二六年一二月から同二七（一五九四）年四月の間に開始されたと考えられる。それは宣祖二六年一二月に、中江で市を開き物資を流通させるのが適当であるとの備辺司の啓があり、宣祖二七年四月までに中江で朝鮮への驢馬の輸入がなされた⁽²⁵⁾との記述があるためである。開市の当初のねらいは、柳成龍によれば朝鮮北部の救荒であったが、次第に利益を求める平安道や京城の民が開市での交易に参加するようになった⁽²⁶⁾。開市により朝鮮からは、人蔘や貂皮、織物が明に輸出された⁽²⁷⁾。中江では朝鮮より馬の購入が図られたこともあった⁽²⁸⁾。

その後朝鮮朝廷では宣祖三一（一五九八）年に中江開市での交易が盛んになることが問題であるとの指摘が行われた⁽²⁹⁾。宣祖三三年四月には朝廷で閔中男が中江開市により中朝双方の民が均しくその恩恵を蒙ったものの、邪悪な輩が問題のもとを引き起こす懸念から開市廃止を国王に建議したが、国王は更なる議論を求めた⁽³⁰⁾。備辺司は中江開市をただちに廃止しなければ後日の問題が防ぎがたいとし、速やかな廃止を求め、王はそれを認めた⁽³¹⁾。朝鮮は同年五月、朝鮮国王名義で明の経理朝鮮軍務都察院右僉都御史の萬世徳に中江開市の廃止要請を送った⁽³²⁾。

しかし、宣祖三三（一六〇〇）年一〇月まで経理は朝鮮に対して中江開市廃止に関する回答を行わなかった⁽³³⁾。平安道觀察使を宣祖三二年から同三四年にかけて務めた徐渚は同三三年一月に、明側の中江周辺の各衙門差官、把江委官、収税差官が撤退しておらず、もし朝鮮が商人を追い払えば売買人が怪しむだけでなく、把江委官や鎮江城遊撃が怒るであろうとし、一時に売買を厳禁することが不安であるため、明の水兵が撤兵するのを待って遼東都司

と撫安衙門に（中江開市の廃止を）移咨し、申し立ての許可（詳允）を待つてから廃止すべきとした。徐渚は続けて、鴨緑江の義州から理山の対岸には唐人が集住して八、九月に密航して違法に売買を行うため、まず水上潜商を厳禁すべきであるとした。⁽³⁴⁾さらに徐渚は宣祖三四年一月の朝講において、明の宮廷から遼東に派遣された高淮（宦官、詳細は次章で言及）が中江開市に關し、朝鮮が先に開市を求めたのに、状況が落ち着くと反対に禁止することが残念である、と述べたことを紹介した上で、前年一〇月に述べたのと同じく鴨緑江対岸の唐人による違法な越境と人蔘売買が憂うべき事態であるとし、厳しく禁止するべきであるとの見解を示した。⁽³⁵⁾つまり徐渚は、中江開市廃止を遼東の高淮が否定的に捉えていることを認識していた一方で、国境管理を厳格にしなければならぬとしていた。

ただ朝鮮政府は徐渚による国境管理嚴格化の考えに対し、遅くとも宣祖三五年二月までに中江開市復設を承認し、同時に政府は開市から収税を行うことを検討した。⁽³⁶⁾それ以降も中江開市をめぐる問題は続き、宣祖三六年に明の遼東鎮江等処地方副総兵都指揮使が朝鮮国王に対して中江に商人が集まるよう求めたことがあった。⁽³⁷⁾また朝鮮側では中江開市によって米穀が多く用いられることが問題視されたこともあった。⁽³⁸⁾

宣祖三九（一六〇六）年二月には高淮が遼東税監を解任されたとの情報を受け、朝鮮は中江開市を放置すれば密輸が拡大するとして、明の分守遼海東寧道兼理辺屯田山西布政司右布政使（以下、分守遼海東寧道）、遼東都指揮使司、遼東鎮江等処地方遊撃將軍都指揮使に中江開市の廃止要請を行った。⁽³⁹⁾分守遼海東寧道はそれに対し、中江開市から毎年税銀一五五四兩の収入があることから廃止は輕議しがたいと返事したが、⁽⁴⁰⁾朝鮮は分守遼海東寧道に対し、皇帝の命令に背いて関津を勝手に設けることは不可能なはずであり、中江開市を廃止してほしいと再度要請した。⁽⁴¹⁾

しかし朝鮮の廢止要請はこの年には受容されなかった。同年十月に分守遼海東寧道は朝鮮国王に対し、税監（高淮）が実際には解任されておらず、中江を廢止すると税銀収入を補填しがたいことから、中江開市廢止の聖旨があるまで従来通り中江で課税したいと申し出たところ、朝鮮もそれを受け入れ、中江で従来通り課税することを認め⁽⁴³⁾た。その後朝鮮政府内では義州の人と明人が往来し続ければ問題が起きる恐れがあること⁽⁴⁴⁾や、朝鮮商人が重い債務を負ったり国家機密が流出したりすることに懸念が示されていた⁽⁴⁵⁾。

光海君四（一六二二）年に朝鮮側から再び廢止要請が出されると光海君五（一六二三）年正月に明側もそれを承認し、中江開市は完全に廢止された⁽⁴⁶⁾。光海君九年に遼東の丘坦が中江開市再開を求めたもの⁽⁴⁷⁾、中江開市は仁祖六（一六二八）年に後金によって再開させられるまで開かれなかった⁽⁴⁸⁾。

一・三 明からの勅使

朝明間の貿易は朝鮮に来訪する明からの勅使によっても担われた。一七世紀初頭の勅使による貿易活動については未詳な点が多いが、朝鮮政府は勅使に礼物を贈っていたようである。光海君即位（二六〇八）年六月の戸曹の報告によると、朝鮮政府は明の使節を接待するために銀と人蔘を調達する必要があったが、戸曹には十分な蓄えがなかった。そのために分戸曹（戸曹から分離して設置された臨時の官庁）や王族、官僚、三医司（内医院、典医監、惠民署）、坊民（漢城府の住民）から銀を調達することが⁽⁴⁹⁾図られた。

一方で明の勅使も貿易活動によって朝鮮側から銀を調達していた。己酉（二六〇九）年正月の迎接都監の公文の

内容によると、明の勅使は絹布などの商品を朝鮮に売りつけたのに対し、朝鮮側は代価を銀とするように決め、東萊から調達した日本銀が明の勅使に渡るよう企図された。⁽⁵⁰⁾ なお勅使など明の使節による貿易の問題については別稿にて論じる予定である。

以上見てきたように、一七世紀初頭の朝明間では、従来の燕行使・勅使を介した貿易に、新たに中江開市を加えた三経路を通じて貿易が行われていた。ただし朝鮮は新たに始まった中江開市に対して消極的な姿勢を示しており、一六一三年には中江開市は廃止された。

二 中江開市の継続要因

朝鮮側が三回も廃止を要請したにも関わらず、中江開市が一六一三年まで続いたのにはどのような要因があったのか。ここでは、明と朝鮮それぞれの側からこの問題を考察する。

二・一 明側の要因①…宦官高准の活動

明は万曆二七（一五九九）年三月、「開礦徵稅」（鉞山開発と流通税徴収）のため宦官高准を遼東に派遣した。⁽⁵¹⁾ 明の軍官であった閩大経が高准の派遣を要請した上奏文（同年同月、朝鮮の使節団の一員であった黄汝⁽⁵²⁾が北京で得たもの）には、派遣理由が次のように述べられている（引用史料中の傍線と「」内の註記は筆者による。以下同じ）。

遼東は東の辺地であるといつても、南は京畿の東側に近接した地域であり、また朝鮮の朝貢路でもあります。

山は銀を産し、平地は人蔘・貂鼠狐の毛皮・優れた馬を産します。朝鮮八道に至っては、土地は肥沃で、金銀の鉱山は高品位のものを採掘し精錬できます。さらに獺皮・弓矢・蚕繭・紙札などの土産品は多様です。優れたものを選んで随時進上させましょう。(中略) 尚膳監石監高準タカノリを派遣し、監督に outward 向け、土地に利を残させないようにとお願いいたします云々。⁽⁵³⁾

傍線部によると閻大経は遼東と朝鮮の産物に注目していた。この時期、明は寧夏・朝鮮・播州での戦乱や、火災に見舞われた北京の宮殿(乾清・坤寧の両宮、皇極・建極・中極の三殿)再建に起因する財政難に直面していた。そこで収入増のために万曆二四(一五九六)年から宦官が礦稅官として各地に派遣された。⁽⁵⁴⁾ここでの税とは商人の營業利益に課税されるものである。⁽⁵⁵⁾万曆以前(一五七二年以前)の制度では商稅の徵收率が低かったため、宦官が商稅の徵收を強化することで稅額の増収が図られた。⁽⁵⁶⁾

遼東に派遣された高淮は礦稅官として獲得した金銀や馬、人蔘などを明皇室に納めた。高淮は万曆二七年五月にはさっそく銀二千兩、馬十七匹を北京の内庫に納め、同年七月にも金十六兩、銀百五十兩、貂皮二十張、人蔘七斤を内庫に納めた。⁽⁵⁷⁾その後高淮は万曆二九年一月に銀二百兩、達馬二十一匹、馬十四匹を内庫に納め、⁽⁵⁸⁾万曆三二年六月には粒銀千八百余兩、採鉞と店稅の収入の銀二万三千兩、金六十兩、馬、貂鼠の毛皮を宮廷に進貢した。⁽⁵⁹⁾万曆三四年三月にも人蔘百三十五斤を納めた。⁽⁶⁰⁾

高淮は、遼東總兵官の馬林が自身の配下に入らないことを不満として馬林の解任を上奏し認可されたり、高淮の横暴を訴えた巡撫の李植を解任に追い込んだりするなど、⁽⁶¹⁾遼東で絶大な権力を保持した。⁽⁶²⁾

明の官僚、謝肇淛は、その著作『五雜俎』のなかで、高准らが人蔘を徴収したので、最高級の人蔘は当時北京に入らなかったとする。

人蔘は産地にあつては価格がそれほどは高くない。中国人はこれを流通させ、山海の関所をこえて税を納める。上の人が求めることに限りがなく、最近には宦官の高准らが命令を出して徴収するのがともすれば数百斤を数える。故に数年前から高級なものは絶えて都には入らず、中の上のランクのものも〔同じ重さの〕銀と同じ価格である。⁽⁶³⁾

この史料から、高准が人蔘の徴収に熱心であつたことがわかる。さらに高准は朝鮮に対し遼東の諸衙門が人蔘商人を脅して取引させていることを知らずに、商人が集まらないこと責め⁽⁶⁴⁾、人蔘商人を集めるよう圧力を加えた⁽⁶⁵⁾。また高准は朝鮮に対して燕行使による人蔘および銀の携行の禁止と、中江での検査を要求した⁽⁶⁶⁾。高准は遼東を経由する人蔘の一元管理を目論んだものと考えられる。しかし、万曆三六（一六〇八）年六月に高准は兵糧を横領したこと⁽⁶⁷⁾を理由に解任され、逮捕された。

二・二 明側の要因②…中国社会における人蔘の需要

前節で見たように、中江開市に対する高准の関心は朝鮮産の人蔘の輸入にあつた。当時の明国内での人蔘流通の動向を見てみると、一六世紀まで人蔘の主産地であつた山西省潞州では人蔘が収穫できなくなった。その結果、遼東人蔘が流通する人蔘の大半となり、朝鮮産人蔘も取引されるようになった⁽⁶⁸⁾。謝肇淛は人蔘需要の原因を次のよう

に述べる。

今深山荒谷の民は、草や豆の葉を食べ、薬物とは何かも知らないのに頑健で長寿であり病気になる。しかし財産家・有力者の家の子弟と婦人は、生活に節制がなく、食事と呼吸の調子が悪いといつも人蔘と朮（キク科のオケラ）の効果を頼んで、遠くまで高価なものを求めるのである。⁽⁶⁹⁾

この史料によれば、人蔘の需要が発生した背景には、財産家・有力者が不節制な生活を送ったことがあった。なお、同時期の女真の根拠地でも人蔘が採れ、女真は人蔘を各種毛皮とともに中国に輸出し、重要な収入源としていた。⁽⁷⁰⁾つまり、一六世紀末～一七世紀初頭の中国では山西省潞州産人蔘の供給が停止した一方で人蔘に対する需要があり、朝鮮産人蔘への需要が喚起された、と考えられる。

二・三 朝鮮側の要因…中江からの税収期待

朝鮮政府は中江開市に対して消極的な見解だけを持っていたわけではなかった。朝鮮政府は中江での商取引から銀を徴税できることに気づいていた。前述のように宣祖三五（一六〇二）年三月に予定された明勅使の訪問から、勅使は朝鮮側に銀を要求した。しかし勅使の接待にあたる朝鮮政府には銀の蓄えが不足していた。⁽⁷¹⁾そこで次の史料に見えるように同年二月、戸曹は中江における収税実施を啓した。

今ひとえに中国の法規に倣って奉命の使者を派遣することはできなくとも、特別に文官中の名声と人望・剛直さと明敏さ・勤勉誠実なところがある人を選んで、戸曹郎庁の称号をつけて、義州に送り、その者を久しく留

中江に徵稅担当官を派遣していた。宣祖三四（一六〇二）年、朝鮮の朝廷では參贊官徐渚が、中国兵がすべて撤収したのに遼東の官人が義州に留まっており、その官人が市場からの収稅を管理している、と述べたことがあった。⁽⁷⁴⁾

遼東都指揮使司は光海君二（一六二〇）年に、中江開市廢止に反対する咨文を朝鮮に送ったが、その背景として、朝鮮では次の史料のような解釈がなされた。

備辺司が上奏した。「中江での市を廢止する議論の咨文は、後日処理しがたくなる恐れがあるようです。今廢止するかどうかは、中国において多くの論議があります。礼部と遼東撫按、鎮江遊擊府に至るまで、みなこの市に関係しておらず、廢止を願っているはずで、その力弁して廢止を欲しない者は、ただ交代で派遣される抽稅委官の連中と、遼東鎮江大商人の若干人のみです」⁽⁷⁵⁾。

すなわち、備辺司は、礼部や遼東巡按使、鎮江遊擊府は中江開市の廢止を願っており、抽稅官と遼東鎮江の大商人のみが廢止に反対していると見なしている。この史料には抽稅委官や商人が開市の廢止に反対した理由は明示されていない。

一方、明内部では遼東に中江開市を利用して利益を得る者がいるとする議論が展開されていた。万曆三七（一六〇九）年、当時、遼東巡按使であった熊廷弼が中江に関して、防海副總兵と鎮江遊擊が密貿易に従事していると弾劾した。その弾劾についての『明神宗實錄』の記事は次のとおりである。

遼東巡按使の熊廷弼が弾劾の上奏をした。「防海副總兵の呉有孚と、鎮江遊擊の呉宗道は水兵を使役して、海上で盛んに商売をしており、つねに貨物を積載して中江に輸出し、商民から収奪しています。甚だしきは朝鮮

の服に替えて、属国〔朝鮮〕に潜入し貂皮と人蔘を強奪します。その元手は有孚から出、宗道がそれを行っています⁽⁷⁷⁾」。

この記事によると、防海副総兵の呉有孚が出資し、鎮江遊撃の呉宗道が直接関わる形により中江周辺で密貿易を行っているのだという。一六一〇年の朝鮮備辺司の認識では鎮江遊撃は中江開市廃止を願っているとあるが、一六〇九年の熊廷弼の認識では鎮江遊撃が開市から利益を得ていることになり、矛盾する。ただ遼東巡按使が中江開市に否定的な見解を持っていることでは共通する。この違いは朝鮮備辺司の入手した情報の精度に問題があったためと推測される。遼東に、中江開市に関係して利益を得る者がいたことは間違いない。

さて、これだけでは密貿易された物品は明らかではないが、朝鮮側の記録によれば、中江では人蔘だけでなく、火薬も取引された。次の史料は火薬の密輸について述べる。

平安道觀察使の朴東亮が上奏した。「臣はこのごろ、都や地方の人が、義州の中江で多く火薬を取引しているのを見ました。その価格は高騰していません。臣が詔使を出迎えるために義州に到達し、その詳細を得たところによると、唐人の火薬の売人というのは、無頼な連中です。遼陽から鎮江まで、その間の許多の鎮堡にある政府の火薬がひそかに盗み出されており、その量は五六百斤とも千余斤ともいいます。本国の売買人は、夜間にひそかに買っています。⁽⁷⁸⁾」。

傍線部によると、遼陽から鎮江にかけての鎮堡の火薬が盗難に遭って、それが朝鮮側に輸出されていたのだという。そしてその取引拠点となっていたのが中江であった。また、翌年には義州から鎮江に侵入して火薬を盗んだ一団が

朝鮮側で逮捕され、鎮江に送られて絞刑に処せられたことがあった⁽⁷⁹⁾。

このように、明側では、中江開市について官による密貿易、火薬貿易の隆盛という問題があった。明中央で密貿易を批判する議論があったことから、必ずしも明中央は中江開市を肯定的には捉えていなかったと考えられる。

三・二 朝鮮側での不平等契約と情報漏洩、密貿易

次に朝鮮側が継続して中江開市の廃止を要請した原因を分析する。光海君即位（二六〇八）年の次の史料には朝鮮側からみた中江開市の問題点が述べられている。

謝恩使の柳澗が復命して上奏した。「(中略)、中江開市の事については、後日処置しがたい弊害は、とても言葉にしきれないものがあります。ひとまず現在の弊害について言えば、わが国の利益を貪る輩が、密かに江を越え、唐人と把蔘を交換することを約束して、代価は銀とし、契約状を作成します。先ずその代価を受けますが、把蔘を引き渡す日になると、唐人は品質の優劣を分けず、ただ契約数の中の過半しか受けず、それ以上はわずかであっても受け取りません。その後わが国の人が、良品を選んだとしても、好くないといい、最後までそれを受領しません。歳月がたち、その契約状を改定しても、常にその半分は残り、その利息をとります。力を尽くしてそれを償還しますが、その元本は長く残ります。委官の指令書を発行してもらい極めて残酷な督促を行います。そのことでわが国の人は、破産しない者がいません⁽⁸⁰⁾。

この史料によると、朝鮮の商人が把蔘（乾燥させた人蔘⁽⁸¹⁾）取引に際して先に銀を受領して契約書を作成するが、明人

は人夢の半分の受領を拒否してその分に対する利息を取り立てる手法を用い、惨酷であると柳澗は問題視していた。さらに柳澗は、機密漏洩という観点からも中江開市を批判した。

ただそれだけではありません。利を貪る者は、唐人と親しくなつて、わが国の機密事項を随時漏洩させています。今は庶人肆のこと〔宣祖の長子の臨海君〕も、臣の一行が渡江する前から、でたために言いふらし、すでに唐人の口に広がっていました。今になって思い出しても、慄然とせざるをえません。臣のこの言をもつて、大臣に下し、事の是非を熟議させ、進貢〔燕行使〕の外には、他に相通じる経路をなくせば、国境は整然とし、処理しがい弊害は特になくなることでしょう。⁽⁸²⁾

この史料から、開市を通じて機密の情報が国外に拡散することに関し、国境情勢を観察した朝鮮官僚が危惧していたことがわかる。⁽⁸³⁾ 臨海君は王位を狙っているという嫌疑をかけられ、光海君即位（一六〇八年）直後の二月に逮捕されて流配され、翌年に殺害された。⁽⁸⁴⁾ 柳澗は機密情報漏洩防止のために、燕行使に貿易を一本化することも望んでいた。

さらに実際の廃止直前、朝鮮が明に対して中江開市の廃止を願った理由には対日密貿易の拡大防止ということもあった。次の史料は万曆四〇（一六一二）年七月に朝鮮国王が明の礼部に宛てた中江開市廃止依頼の咨文の一部である。

高太監〔高進〕が〔遼東から北京に〕戻された後、各地の店税は尽く廃止されましたが、この中江の市だけが存続して現在に至っております。近年対馬の日本人が中国商品に利益を見出しており、密貿易の弊害が蔓延する

ことは日々ひどくなっています。禍の兆候を閉ざし悪事を防ぐ方法は、ただ速やかに開市を廃止することにあります。⁽⁸⁵⁾

これによると対馬の日本人が中国商品に利益を見出すので、日本向けの密貿易の拡大を防ぐためには中江開市を廃止するのがよい、という。中江経由の貿易ルートは日本に接続するので早めにそれを閉鎖することが望ましかったのである。

以上、中江開市の問題点について考察した。明側では中江開市に便乗した密輸が行われていた。朝鮮からみると中江開市で朝鮮商人が不利な条件のもと負債を負ったり、朝鮮の機密情報が漏洩したりすることが問題であった。一六一三年の廃止直前には対馬経由の対日貿易が再開したことを受け、日本向けの密貿易を防止することも重要であった。

四 燕行使貿易をめぐる明・朝鮮間の摩擦

中江開市だけではなく、これと並行して行われた燕行使貿易についても、明と朝鮮の双方から問題点が挙げられていた。ただ中江開市が廃止されても燕行使貿易は継続した。ここでは双方からみた燕行使貿易の問題点を考察する。

四・一 明からみた燕行使貿易の問題点

明、特に遼東では燕行使貿易について、中江開市での取引が閑散とする一方で、商品を朝鮮の燕行使が朝貢品として明国内へ持ち込む点を問題視した。前述の高准は宣祖三六（一六〇三）年に次のように述べる。

今中江関市を実見したが、人蔘は全く存在しない。商人段四・沈可等の話によれば、進貢陪臣と、随従する員役が「人蔘を」携行して〔鴨緑〕江を過ぎ、そのことで人蔘が稀少になるという。進上する人蔘を見れば、半分は中江で補充することに頼っているという。しかし貴国の進貢使節が携行するものは、課税されることがない。⁽⁸⁶⁾高准は中江に人蔘が集まらない原因として朝鮮の使節が免税品として人蔘を通過させることを挙げた。明側としては、人蔘が中江開市を経由しないことに不満であった。

朝鮮からの朝貢使節に対し、明が課税を免除していたことは光海君二（一六一〇）年の次の史料からうかがえる。遼東指揮使司が派遣した蔣天澤が、咨文を持参してきた。これより先に本国は、中江関市を廃止することを請うたが、市を担当する委官が、その税に利益を得て廃止を望まず、指揮使司に文を呈したのであった。指揮が移咨してその是非を問うた内容を略記すれば、「〔中略〕商品があれば税があり、〔明〕内地はなお免れないのに、まして外地の異民族は免れられるはずがあるうか。その意を忖度すれば、彼は朝貢の道中において、商品売って厚利を得ており、進貢する者が一あれば、名を借りるものが十いる。進貢するものが十いれば、名を借るものが数十いるのである。駅路で勝手に貿易するのは、一つには免税だからであり、一つには利益を得るためである」ということであった。⁽⁸⁷⁾（後略）

遼東都指揮使司の認識は、傍線部によると明では明商人が課税されるのに対し、朝貢使節は免税扱いされているというのである。また使節の中に免税の特典を享受して貿易を行う者がいるとした。これに対して朝鮮の備辺司は次のように答えた。

(前略) 朝貢使節のことに至れば、密輸ということをするに至らないので、赴京使の一行ごとに、必ず食糧と旅費をもち、そしてその他に〔官庁の〕公貿易の物品の数目もまた多いです。もし遼東において点検して課税することにすれば、一行はその過酷な収奪に遭って、持ちこたえることは難しく、その間の困窮は言い尽くせません。⁽⁸⁸⁾

備辺司は万一使節に課税されれば問題であると答えた。注目されるのは傍線部の「もし遼東において点検して課税することになれば」(若於遼東查點抽税)の箇所である。課税されることは仮定のこととなっており、その時点では課税が行われていなかったことを示す。

この時期、明では全国の地方衙門が流通税を徴収していた。具体的には全国の交通の結節点(最終的には北京の崇文門)に船鈔(国内関税、船だけに限定されない)徴収のための税関がおかれたほか、遼東でも商税(税関で貨物を実見してそこから抽分する)徴収のため、広寧と山海関に税関が一五五〇年ごろまでに設置された。⁽⁸⁹⁾つまり、明国内に国内関税の徴収拠点が多数設けられていたのに、朝鮮使節は関税の徴収を免れていたのである。

四・二 朝鮮からみた燕行使貿易の問題点

この時期、朝鮮側でも燕行使貿易の問題点が認識されていた。燕行使貿易で問題になったのは、旅費や貿易の代価として用いられた銀であった。宣祖三三三（二六〇〇）年に燕行使が銀を用いていたことが確認でき、⁽⁹⁰⁾その後燕行使は銀を携行した。光海君二（二六一〇）年には朝鮮朝廷において、銀の使用が本来禁止されているにも関わらず、燕行使が銀を用いていることが糾弾された。⁽⁹¹⁾それは朝鮮が自国では銀を産出しないことを名分に明から銀の献上を免除されていたことから、禁銀法規を施行していたためと考えられる。⁽⁹²⁾明の勅使に対して日本銀提供が企図されたことを考えると、燕行使の場合も財源は日本銀であったと考えられる。

朝鮮国内での銀流通に関しては、光海君五（二六一三）年に左辺捕盗大将韓希吉が、鳥嶺の途中で賊が行商を強盗して殺し、銀子数百両を奪ったことがあったと強盗殺人事件を報告したことがあった。⁽⁹⁴⁾鳥嶺は慶尚道聞慶と忠清道延豊の境界に位置する峠であり、⁽⁹⁵⁾都と慶尚道南部を結ぶ街道の途中にある。このルートで商人の銀を強盗する事件が発生したというのである。銀商は東萊の商人であった。⁽⁹⁶⁾商人によって日本銀が東萊から首都に流れる経路がそれまでに開かれていたことになる。

このような燕行使による銀携行は明の遼東都指揮使司が関知していたことが次の光海君八（二六一六）年の史料からうかがえる。

ところが使臣である者が、人情にとらわれて、専ら委託を受け、^①市井の無頼人に禁断の物品を濫載させることを願って、弊害を生むことに限りがありません。そのために^②遼東都指揮使司は使行のたびに妨害して、銀両を求索することも限りがありません。⁽⁹⁷⁾

傍線部①にあるように、燕行使は商人を帯同することがあった。それに対して傍線部②のように、遼東都指揮使司が燕行使に銀を請求することがあったというのである。前述したように燕行使貿易が免税であることに對し遼東側は光海君二（一六一〇）年に不満を表明していたが、光海君八（二六一六）年のこの史料からは遼東都指揮使司が燕行使から銀を徴収していたことが読みとれる。この時すでに中江開市は廃止されていた。燕行使からの銀徴収は、そうした状況を受けて税収減を補填する措置であったと推測される。朝鮮の燕行使が物資を購入する代価として銀を明に持ち込んだことに對し、遼東もそこから利益を得て現状を追認する方針をとったのであろう。しかし、燕行使の行程中で遼東から銀を請求されても、燕行使が貿易を中止するには至らなかった。

以上、燕行使貿易の問題点について考察を行った。光海君二（一六一〇）年ごろまでは、遼東にとつて朝鮮の燕行使の貨物が免税されていたことが問題であった。一方朝鮮では燕行使による銀の携行を問題視する議論があったものの、燕行使による銀携行は継続した。これに對し、中江開市が廃止された後の光海君八（二六一六）年までには遼東都指揮使司が燕行使から銀の徴収を行うようになった。遼東側が問題とした、燕行使の貨物の免税という状況は、遼東での銀徴収により一定程度解決された可能性がある。

おわりに

本論文では、朝鮮にとつての中江開市と燕行使貿易の違いについて、壬辰・丁酉の乱後における朝鮮の対明貿易政策の推移と、それを取り巻く朝鮮と明側の背景を考察することで明らかにしようとした。考察の結果明らかになっ

たことを整理すると次のようになる。

壬辰・丁酉の乱後、朝鮮による対明貿易は中江開市と勅使、燕行使の三経路で行われた。朝鮮は新たに登場した中江開市に対し三度も廢止要請を出すなど消極的な姿勢を示した。

こうした中江開市への消極姿勢と、燕行使貿易への積極姿勢の背景に、朝鮮が新たにはじまった互市（開市）に経済的な不利益を感じており、従来の朝貢では経済的な利益を受けていたことがあった。燕行使は明から貨物を免税とされていたのに対し、開市貿易は明から貨物が課税されたことがその一つであった。また、開市貿易では取引形態が朝鮮商人に不利なものであり、朝鮮の機密情報が流出する問題もあった。朝鮮の対日貿易がはじまると中国物品が朝鮮を経由して日本に密輸出されることも朝鮮は懸念した。

一方、明のなかでも遼東で税務を担当した官は中江開市に利点を見出した。明中央から派遣された宦官の高淮が税監を務めたときには、中江開市は人蔘の輸入経路としての重要性があり、一六〇八年の高淮解任後は、密輸の流通路として一部の遼東の官の利益源となっていた。また遼東側は朝鮮の燕行使貿易には通常、課税することができず不満であった。

結局、一六一三年には朝鮮は明との互市貿易（中江開市）を廢止することに成功し、朝貢貿易である燕行使貿易を継続させた。遼東側はこれに対して燕行使から銀徴収を行って対応した。一六世紀以降に中国周辺で活発化した互市貿易に朝鮮は利益をさほど見いださなかった。明によって開市が強要されたということもあったが、既得権化していた朝貢貿易の利益（免税など）が朝鮮にとっては大きかったことであろう。前述した岩井茂樹や中島

楽章の研究で注目されはじめた互市貿易であるが、朝貢貿易から利益を得ていた国家には魅力が薄かった可能性が高い。

ただ明がさらに弱体化する一六二〇年代に入ると、南下した後金が朝鮮に開市貿易を求めようになる。新たな開市貿易に直面したとき朝鮮はどのように対応するのか、今後は一六二〇年代以降、清初までの朝鮮側における対北方貿易政策を解明したい。

註

- (1) 朝鮮の対明使節は朝天使、朝京使などの用語で記録に現れることもあるが、本稿では昨今の学界で共通用語となった、燕京を指す使節という「燕行使」の用語を用いる。
- (2) 外交的手続きを必要とする朝貢と違って、互市では辺境の取引場で外交的手続きを介さずに外国と中国の商人が商取引をすることができた。
- (3) 岩井茂樹「一六世紀中国における交易秩序の模索」『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所、二〇〇四年。同「帝国と互市——一六〜一八世紀東アジアの通交」籠谷直人・脇村孝平編『帝国とアジア・ネットワーク——長期の一九世紀』世界思想社、二〇〇九年。
- (4) 中島楽章「一六世紀末の九州——東南アジア貿易——加藤清正の対ルソン貿易をめぐって」『史学雑誌』一一八—一八、二〇〇九年八月。同「封倭と通貢——一五九四年の寧波開貢問題をめぐって」『東洋史研究』六六—二、二〇〇七年九月。同「一六世紀末の福建—フィリピン—九州貿易」『史淵』一四四、二〇〇七年三月。
- (5) 今村軻『人蔘史』全七巻、朝鮮総督府専売局、一九三四—一九四〇年。
- (6) 四方博「併合以前朝鮮貿易の概観」『朝鮮貿易協会編『朝鮮貿易史』同会、一九四三年。
- (7) 全海宗『韓中關係史研究』一潮閣、一九七〇年。
- (8) 姜萬吉『朝鮮後期 商業資本の發達』高麗大學校出版部、一九七三年。
- (9) 呉星「朝鮮後期「蔘商」에 대한 一考察」『韓國學

報』五一―四、一九七九年二月。同『朝鮮後期商人研究』一潮閣、一九八九年。

(10) 金東哲『朝鮮後期貢人研究』韓國研究院、一九九三年。

同『朝鮮後期 倭館開市貿易과 被執參』『韓國民族文化』一三、一九九九年九月。

(11) 韓明基『임진왜란과 한중관계』歴史批評社、一九九九年。

(12) 李賢淑『二六〇一七世紀朝鮮의 對中國輸出政策에

關한 研究』『弘益史學』六、一九九六年二月。同『倭亂胡亂時期朝鮮의 對中國輸入政策에 對한 研究』『白山學報』六八、二〇〇四年四月。

(13) 張存武『清韓宗藩貿易——一六三七―一八九四』中央研究院近代史研究所(台北)、一九七八年。

(14) 寺内威太郎『慶源開市と瑯春』『東方學』七〇、一九八五年七月。同『義州中江開市について』『駁台史學』六六、一九八六年二月。同『初期の會寧開市——朝鮮の対応を中心に』『駁台史學』一〇八、一九九九年二月。

(15) 韓明基、前掲書、八九―九八頁。

(16) 韓明基、前掲書、一一六頁。

(17) たとえば韓明基は、燕行使が光海君の冊封や日本情報

にしたが(韓明基、前掲書、二一九頁)、同時に行われた貿易の状況については研究のなかで触れていない。

(18) 『大明會典』卷一〇五、禮部六三、朝貢一。ここでいう『大明會典』は万曆一五(一五八七)年刊本である(以下同じ)。

(19) 『大明會典』卷一〇八、禮部六六、朝貢四。

(20) 『宣祖實錄』卷一八六、宣祖三八(一六〇五)年四月己巳条。

(21) 許泰玖『一七世紀朝鮮의 焰硝貿易과 火藥製造法 발달』『韓國史論』四七、二〇〇二年六月、二一九―二二三頁。

(22) 『攷事撮要』(奎章閣叢書第七、京城帝國大学法文学部、一九四一年)卷上、大明紀年、萬曆三四(宣祖三九、一六〇六)年条。この影印本の底本は光海君五(一六一三)年刊本と推定され、ソウル大学校奎章閣韓國学研究院に所蔵される。以下「光海君五年本」と略す。

(23) 中江の位置は未詳な点が多いが、張存武は開市が行われたのは、鴨綠江中の黔同島の北部、蘭子島の一帯と推定している(張存武、前掲書、一六八―一六九頁)。たしかに『大東輿地圖』(一八六一年)では蘭子島と黔同島の間

章閣叢書 第二 大東輿地圖』京城帝国大学法文学部、一九三六年、七一―一九面)、「關西清北全圖」(一八世紀中葉では黔同島の北方、大勝我島と清側陸地の間に「中江」の文字がある(嶺南大學校博物館編『영남대박물관 소장 韓國의 옛地圖』嶺南大學校博物館、一九九八年、一六二頁)ため、ここでは張存武説に従いたい。

- (24) 『宣祖實錄』卷四六、宣祖二六年二月壬子条。
 (25) 『宣祖實錄』卷五〇、宣祖二七年四月庚午条。
 (26) 『西厓先生文集』卷一六、雜著、中江開市条。
 (27) 李賢淑「二六〜一七世紀朝鮮의 對中國輸出政策에 關研究」『弘益史學』六、一九九六年二月、二六頁。
 (28) 『宣祖實錄』卷八二、宣祖二九年一月丙申条。
 (29) 『宣祖實錄』卷九一、宣祖三〇年八月丙寅条。
 (30) 『宣祖實錄』卷一二四、宣祖三三年四月丙申条。
 (31) 『宣祖實錄』卷一二四、宣祖三三年四月戊戌条。
 (32) 『事大文軌』卷三六、萬曆二八年五月初五日条。
 (33) 『宣祖實錄』卷一三〇、宣祖三三年一〇月戊子条。
 (34) 『宣祖實錄』卷一三一、宣祖三三年一二月丙辰条。
 (35) 『宣祖實錄』卷一四二、宣祖三四年一〇月癸未条。
 (36) 『宣祖實錄』卷一四六、宣祖三五年二月甲申条。
 (37) 『事大文軌』卷四三、萬曆三一年六月条。
- (38) 『宣祖實錄』卷一七三、宣祖三七年四月丙申条。
 (39) 『事大文軌』卷四三、萬曆三四年二月一六日条。
 (40) 『事大文軌』卷四三、萬曆三四年三月七日条。
 (41) 『事大文軌』卷四三、萬曆三四年四月条。
 (42) 『事大文軌』卷四三、萬曆三四年一〇月三〇日条。
 (43) 『事大文軌』卷四三、萬曆三四年一二月条。
 (44) 『宣祖實錄』卷一九六、宣祖三九年二月辛亥条。
 (45) 『光海君日記』(太白山本) 卷八、光海君即位年九月辛卯条。
 (46) 『光海君日記』(太白山本) 卷一一四、光海君九年四月辛丑条の引用咨文による。明側が朝鮮の廢止要請に応じた理由は管見の限りでは史料的に明らかではない。
 (47) 『光海君日記』(太白山本) 卷一一六、光海君九年六月甲寅条。丘坦の要請に対し朝鮮は中江開市再開の返事を出さなかった(韓明基、前掲書、二二一頁)。
 (48) 劉家駒『清朝初期的中韓關係』文史哲出版社、一九八六年、五四頁。
 (49) 『光海君日記』(太白山本) 卷五、光海君即位年六月戊午条。
 (50) 『邊例集要』卷八、公貿易、己酉条。
 (51) 『明神宗實錄』卷三三二、萬曆二七年三月丙戌条。

(52) 万曆二十六年一〇月に陳奏使正使として李恒福が北京に派遣され、黃汝一は書狀官として同行した。黃汝一による日記が「銀槎日録」であり、彼の文集「海月集」に収録されている。

(53) 「遼東雖僻在東、南實爲邦畿左輔、而朝鮮之貢道也。山產銀礦、地出人參・貂鼠狐皮・駿驥。逮至朝鮮八道、地沃土饒、金銀礦洞採煉成色。乘輿皮・弓箭・蠶繭・紙札方物不一而足。內處選精美者不時進上。(中略)請準差尙膳監右監高準、前去經理、不使地有遺利云云」(『海月集』卷一二、「銀槎日録」萬曆二十七年三月二日条)。

(54) 『明史』卷三〇五、列傳第一九三、宦官二、陳增条。

(55) 新宮学「明代の牙行について——商税との關係を中心に」『山根教授退休記念明代史論叢』上、汲古書院、一九九〇年、八五四頁。

(56) 林楓「万曆礦監稅使原因再探」『中国社会經濟史研究』八〇、二〇〇二年三月、一三〜一五頁。

(57) 『萬曆邸鈔』萬曆二十七年五月条および同年七月条。

(58) 『明神宗實錄』卷三六五、萬曆二十九年一月条末尾。

(59) 『明神宗實錄』卷三八五、萬曆三十一年六月丙戌条。

(60) 『明神宗實錄』卷四一九、萬曆三十四年三月条末尾。

(61) 『明史』三〇五、列傳一九三、宦官二、陳增条。

(62) 高淮は、遼東の軍閥李成梁とも結託していた(和田正広「中国官僚制の腐敗構造に関する事例研究——明清交代期の李成梁をめぐる——」九州国際大学社会文化研究所、一九九五年、三三一頁)。

(63) 「參在本地價甚不高。中國人轉市之、度山海諸關納稅。而上之人求索無窮、近日加以內監高淮每一撤取動以數百斤計。故數年以來住者絕不至京師、其中上者亦幾与白蠟同價矣」『五雜俎』卷一一、物部三。

(64) 『宣祖實錄』卷一六〇、宣祖三十六年三月甲申条。

(65) 韓明基は中江開市が不振な理由に朝鮮の物資が集まらなかったことのみを挙げるが(前掲書、二〇九頁)、遼東が商人を脅迫するために、商人が中江を敬遠したことを見逃している。

(66) 『宣祖實錄』卷一六〇、宣祖三十六年三月壬申条。

(67) 『明神宗實錄』卷四四七、萬曆三十六年六月乙酉条。

(68) 辻大和「一七世紀初頭朝鮮における薬用人參政策の定立とその意義」『朝鮮学報』二一〇、二〇〇九年三月、六五頁。

(69) 「今深山荒谷之民、茹草食藿、不知藥物爲何事而彊壯壽考不聞疾病。惟富貴・膏粱之家子弟婦人、起居無節、食息不調而輒恃參朮之功、遠求貴售」『五雜俎』卷一一、物

部三。

(70) 三田村泰助『清朝前史の研究』同朋舎、一九六五年、一六九—一七七頁。

(71) 『宣祖實錄』卷一四六、宣祖三五年二月戊辰条。

(72) 「今雖不得一做天朝之規、差遣奉命之員、而別擇文官中有名望・剛明・勤幹之人、分戶曹郎廳稱號、下送義州、使之久留專管、逐日所納之稅作銀收捧、每月開數上納、則當此國儲匱竭之時、補益必多。敢稟」、『宣祖實錄』卷一四六、宣祖三五年二月甲申条。

(73) 『宣祖實錄』卷一六〇、宣祖三六年三月甲戌条。

(74) 『宣祖實錄』卷一四二、宣祖三四年一〇月癸未条。

(75) 『光海君日記』（鼎足山本）卷二五、光海君二年二月庚戌条。

(76) 「備邊司啓曰。中江罷市議處咨文、似有日後難處之患矣。而此時應罷與否、其在中朝論議亦多。禮部遼東撫按、以至鎮江遊擊府、皆不關於此市、而必是革罷之願者也。其力辨而欲不罷者、只是輪回差定抽稅委官輩、與遼東鎮江大商賈若干人耳」、『光海君日記』（太白山本）卷二五、光海君二年二月庚申条。

(77) 「遼東巡按使熊廷弼劾奏。防海副總兵吳有孚、鎮江遊擊吳宗道役縱水兵、與販海上、每裝載貨物撤放中江、勒商

民取直。甚至改換麗服、潛入屬國壓取貂參。其資本出有孚、而宗道爲之」、『明神宗實錄』卷四五五、萬曆三七年二月癸丑条。

(78) 「平安道觀察使朴東亮狀啓。臣近觀京外之人、多於義州中江貿易火藥。而其價亦不高踊云。臣以詔使迎候事到義州、細得其詳、則所謂唐人之賣火藥者、無賴唐人之輩。自遼陽至鎮江、其間許多鎮堡官上火藥暗裏偷出、或五六百斤或千餘斤。本國買賣人處、夜間潛買。〔後略〕」、『宣祖實錄』卷二〇一、宣祖三九年七月癸未条。

(79) 『攷事撮要』（韓國国立中央図書館所蔵。請求記号は韓古朝九一・四〇）卷上、大明紀年、萬曆四〇年条。この刊本は肅宗年間（一六七四—一七二〇年）刊と推定される。該当箇所は光海君五年本には含まれていない。

(80) 「謝恩使柳澗復命啓曰。（中略）至於中江開市之事、日後難處之患、有不可勝言者。姑以目今弊端言之、我國牟利之徒、潛自越江、與唐人約換把參、折價以銀、仍成契券。先受其價、至還把參之日、唐人不分精麤、只就元數內、過半受之、只餘些少而不受。此後我國人、雖擇給品好之參、托以不好、終不受之。遲以歲月、改成其契券、常存其半、而只取其息。雖竭力償之、而其本長存。圖出委官票帖督徵極慘。以此我國之人、無不破產」、『光海君日記』（太白山本）

卷八、光海君即位年九月辛卯条。

(81) 一六一〇年に朝貢品としての人蔘の「把蔘」が明に許可された(『攷事撮要』(光海君五年本)上、大明紀年、萬曆三八年条)。一六〇六年には「把蔘」の禁令が出されたが、鴨緑江各地で密輸が行われた(『宣祖實錄』卷二〇一、宣祖三十九年七月癸未条)。把蔘とは人蔘を干して束ねたものである。遠距離交易の旅程中に生蔘が腐敗しやすいことが問題であった。

(82) 「不特此也。嗜利之人、與唐人相熟、我國緊關之事隨卽脫漏。今者庶人肆之事、臣行未渡江之前、胡辭亂語、已播於唐人之口。至今思之、不覺竦然也。將臣此言、下諸大臣、熟議便否、進貢之外、別無相通之路、則疆域截然、別無難處之患矣」(『光海君日記』(太白山本)卷八、光海君即位年九月辛卯条)。

(83) 対馬も、朝鮮が密貿易(潜商)を警戒する理由として、国事が漏洩することに至るのを慮ることがあると見なしていた(『朝鮮通交大紀』卷四、萬松院公)。

(84) 李迎春『朝鮮後期王位繼承研究』集文堂、一九九八年、一一二～一二三頁。

(85) 「高太監入歸之後、各處店稅盡行撤罷、獨此江市因循至此。近年以來馬島倭奴中國貨物爲利、而潜商之弊滋蔓日

甚。杜禍機防奸弊、唯在速罷關市」(『萬曆四十年朝鮮國王

致禮部請罷中江關市以清疆界以防奸弊事咨文』(『中国国家博物館(北京)所藏』)。この檔案の写真が中国国家博物館編『中国国家博物館藏文物研究叢書 明代檔案卷』上海古籍出版社、二〇〇六年、八四～八五頁に掲載されている。

(86) 「今本親臨中江關一市、竝無蔘餌。查問據商人段四・沈可等稟稱、進貢陪臣、并隨從員役夾帶過江、以致蔘斤稀少。看得進上蔘斤、半賴中江取足。而貴國進貢陪臣夾帶、無憑抽進」(『宣祖實錄』卷一六〇、宣祖三十六年三月壬申条)。

(87) 「遼東指揮使差官蔣天澤、齋咨入來。先是本國、請罷中江關市、主市委官、利其稅不欲罷、呈文于指揮使司。指揮移咨問其便否略曰、(中略)有貨有稅、內地猶且不免、而況於外附之夷乎。嘗揣其意、彼以朝貢之途通、而貨物得以售厚利、所貢者一乘矣、而借名十乘。所貢者十乘、借名數十乘。驛路私自貿易、一則免稅、一則獲利(後略)」(『光海君日記』(太白山本)卷二五、光海君二年二月庚戌条。なお韓明基は、この光海君二年二月庚戌条を用いて、明が、「再造之恩」(壬辰・丁酉の乱に際し明が朝鮮を援助したことを)を理由に朝鮮に対し中江關市存続を求めたとするが(『韓明基、前掲書、七七頁)、燕行使が免税となることを遼東が指摘した箇所については言及していない。

- (88) 「(前略) 至於貢使、不至挾帶一物、則每赴京之行、必有口糧盤纏、而其外公貿易之物數目亦多。若於遼東查點抽稅、則一行被其侵虐、難以堪支、其中狼狽有不可勝言」 『光海君日記』(太白山本) 卷二五、光海君二年二月庚戌条。
- (89) Ray Huang, *Taxation and Governmental Finance in Sixteenth-Century Ming China*. Cambridge: Cambridge University Press, 1974. pp.229-233.
- (90) 『宣祖實錄』卷一二七、宣祖三三年七月辛酉条。
- (91) 『光海君日記』(太白山本) 卷三一、光海君二年八月乙未条。
- (92) 申爽鎬「朝鮮中宗時代の禁銀問題」『稻葉博士還曆記念滿鮮史論叢』、一九三八年、四四四～四四七頁。
- (93) 『邊例集要』卷八、公貿易、己酉条。
- (94) 『光海君日記』(太白山本) 卷六五、光海君五年四月癸丑条。
- (95) 『新增東國輿地勝覽』卷二九、慶尙道、聞慶縣、山川条。
- (96) 『光海君日記』(太白山本) 卷六七、光海君五年六月己酉条。
- (97) 「而爲使臣者、拘於人情、專以請托、自望市井無賴之輩濫載禁物、貽弊無窮。以此遼東都司每行阻撓、需索銀兩罔有紀極」 『光海君日記』(太白山本) 卷一〇〇、光海君八年二月丙午条、司諫院啓。
- (學習院大學東洋文化研究所助教)